

**青少年育成フェスティバル  
人権多文化共生推進課**

☎42-56630

地域で青少年育成に尽力されておられる方々や保護者、子どもが集まり、みんなの温かい繋がりで、子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長することを応援するイベントです。

**日時**  
11月12日(日)  
13時30分～16時30分

**場所**  
八千代文化施設フォルテ

**内容**  
○心がほっとする標語表彰式  
○スピーチ交流(船佐小・来原小・吉田中・八千代中)  
○講演  
「子ども心に届く言葉、届かない言葉」やる気と能力を引き出す教育コーチング(講師)日本青少年育成協会 小山英樹さん  
○子育て世代の働きたい主婦を対象とした就職相談会(広島県働く女性応援課)

**参加費** 無料  
**その他** 託児あり

**平成29年度安芸高田市議会報告会  
議会事務局**

☎42-56621

今年度4月から8月に開催しました地域懇談会の内容を中心に、議会活動についての報告会を開催します。意見交換の時間も設けておりますので、市議会に対する皆さんの声をお聞かせください。

開催日時	会場
11月6日(月) 19時～	美土里支所
	高宮支所
11月7日(火) 19時～	クリスタルアージュ
	向原生涯学習センターみらい
11月8日(水) 19時～	八千代文化施設フォルテ
	甲田支所

いずれの会場も議員9名が出席し、1時間30分程度の会を予定しています。

**森の健康診断を体験しませんか  
農林水産課 林業水産係**

☎47-4022

山に生えている草木の状況から、森の健康状態を知る手法を実際に山に出向き、調査をしながら学びます。

**日時** 11月18日(土) 10時～15時

**場所** クリスタルアージュ4階402会議室、吉田町の山林

**参加費** 1,000円(保険料含む)

**対象者** 里山林整備活動を通じた地域活性化活動に興味、やる気のある方  
**受付人数** 30名(先着順)  
**申込・お問い合わせ先** 産業振興部農林水産課  
☎47-4022

主催 安芸北森林組合  
共催 安芸高田市



お知らせ

**全国一斉  
「女性の権利ホットライン」強化週間  
人権多文化共生推進課**

☎42-3620

夫やパートナーからの暴力、ストーカーなどの事案は依然として数

**無料調停相談会**

広島地方裁判所三次支部

☎0824-63-5141

**日時** 11月18日(土) 10時～15時

**場所** みよしまちづくりセンター「ペペらホール」

三次市十日市西6-10-45  
☎0824-64-0091

**相談内容**

交通事故、金銭、土地建物、公害、家庭の問題等でお困りの方に調停委員が調停手続きの利用についてご相談に応じます。

**予約** 不要  
**後援** 最高裁判所  
**お問い合わせ先** 広島地方裁判所三次支部

多く発生しています。広島法務局及び広島県人権擁護委員連合会では、これらの女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るための相談活動を強化する取り組みを実施します。

期間中は常時開設している専用相談電話「女性の権利ホットライン」の電話回線を増設するとともに、電話相談時間を延長して、女性の権利問題に対応します。

**電話番号** ☎0570-070-810

**期間** 11月13日(月)～19日(日)

**受付時間** 8時30分～19時

※土・日曜日は10時～17時

**高田郡向原町財産区  
議会議員一般選挙  
選挙管理委員会**

☎42-1136

安芸高田市選挙管理委員会において、任期満了による高田郡向原町財産区議会議員一般選挙を執行することを決定しました。

**告示日** 12月12日(火)

**投票日** 12月17日(日)

**定数** 12人

**安芸高田市ふるさと納税**

寄附金をいただきました

地方創生推進課 定住促進係  
☎42-2120

**寄附件数** 89件

**寄附額** 1,444,000円  
(9月分合計)

**返礼品をご紹介します**

**ふるさと納税**

**安芸高田市産コシヒカリ 有限会社 岩谷米穀**

安芸高田市で栽培されたコシヒカリを、精米後の酸化による劣化を防ぎ、精米したての品質を保つため、10kgを5kgずつ小分けで真空包装。全国各地からの注文や、市内の方が離れた家族のために注文されるなど人気の商品です。



コメント ふるさと「安芸高田」の味を全国にお届けいたします!

**補助対象** 補聴器の購入または更新するための費用  
※補聴器装用効果の高い側への片側の費用

**対象者** 次の①～③のすべてに該当する方  
①市内に居住している18歳未満の方  
②両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満の方  
③聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象者でない方  
※世帯の中に市民税所得割額46万円以上の方がいる場合は、対象外になります。  
※両耳の聴力レベルが70デシベル以上の方は障害者手帳の交付対象になりません。

**補助金額**

購入金額と基準額を比較して、少ない金額の2/3(100円未満は切り捨て)

**助成額** 試験の受験料  
※試験終了後に申請をしていただくこととなります。申請の際、受験票の写しと受験料の領収書の写しが必要になります。試験結果は問いません。

**みぞて法律事務所**  
弁護士 溝手 康史

安芸高田市吉田町吉田 891-2  
電話 (0826)47-4003  
受付時間 平日 9:00～18:00

不動産・登記・相続・遺言・離婚・借金・交通事故、労働問題など、何でもご相談ください。

**ハローワーク安芸高田の  
求人求職状況 (8月分)**

月間有効求職者数	396人
月間有効求人数	618人
月間有効求人倍率	1.56倍

お仕事のご相談・求人募集はハローワークをご利用ください  
☎42-0605 ☎42-0224